吸収合併に係る事後開示書類
（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書類）

2024 年 3 月 1 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー
株式会社 LIXIL
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸　欣哉

当会社は、株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ（本店所在地：東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー。以下「LIXIL ウィンドウプロダクツ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として、当会社を吸収合併存続会社、LIXIL ウィンドウプロダクツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2024 年 3 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
   (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
   会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、LIXIL ウィンドウプロダクツに対して本合併をやめることの請求をした株主はいませんでした。
   (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
   LIXIL ウィンドウプロダクツには会社法第 784 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である当会社以外の株主はいませんでしたので、LIXIL ウィンドウプロダクツは会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。
   (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
   LIXIL ウィンドウプロダクツは新株予約権を発行していませんでしたので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
   (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
   LIXIL ウィンドウプロダクツは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2023 年

11 月 27 日付の官報において、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行い、かつ、2023 年 11 月 27 日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定の適用はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2023 年 11 月 27 日より株主に対して電子公告による公告を行いましたが、本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書により、株主に株式買取請求権はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 11 月 27 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当会社は、本合併の効力発生日である 2024 年 3 月 1 日をもって、LIXIL ウィンドウプロダクツからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 3 月 14 日までに会社法第 921 条の変更の登記を申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

別紙

LIXIL ウィンドウプロダクツ 事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類）

2023 年 11 月 27 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー
株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ
代表取締役社長　上田　陽敏

当会社は、2023 年 11 月 16 日付で株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー。以下「LIXIL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024 年 3 月 1 日を効力発生日として、LIXIL を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約書の内容
   別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価がないことの相当性に関する事項
   LIXIL は本合併に際して当会社の株主に対して LIXIL の株式その他の金銭等の交付を行いませんが、当会社は LIXIL の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当と判断しております。また、当会社には LIXIL 以外の株主は存在せず、会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号に記載された事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項
   該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
   該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項
   (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
   別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

● 完全子会社である株式会社 LIXIL リアルティによる資産流動化事業の譲渡

当社の完全子会社である株式会社 LIXIL リアルティは、2023 年 9 月 1 日付で、資産流動化事業（不動産買取再販事業）をトーセイ株式会社の子会社であるトーセイ・アール株式会社を承継会社とする吸収分割を通じて譲渡しました。

● 完全子会社であるソニテック株式会社の全株式の譲渡

当社は、2023 年 12 月 1 日付（予定）で、保有するソニテック株式会社の発行済株式の全てを、日本みらいキャピタル株式会社が投資に関するサポート業務を提供する NMC 四号投資事業有限責任組合が全額を出資する特別目的会社である SKY ホールディングス株式会社に譲渡します。

6. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の LIXIL の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本合併後に LIXIL の債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予想されていません。

よって、本合併の効力発生日以後における LIXIL の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

別紙１　吸収合併契約書

（次頁以降に添付）



吸収合併契約書

株式会社 LIXIL（以下「甲」という。）及び株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ（以下「乙」という。）は、2023 年 11 月 16 日、甲乙間の合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）
甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件合併」という。）をする。

第 2 条（合併当事会社の商号及び住所）
本件合併における当事会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲　吸収合併存続会社
商号：株式会社 LIXIL
住所：東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー

乙　吸収合併消滅会社
商号：株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ
住所：東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー

第 3 条（合併の効力発生日）
本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 3 月 1 日とする。ただし、本件合併のいずれかの手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（合併に際して交付する株式等）
甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して、株式その他の対価の交付は行わない。

第 5 条（資本金及び準備金の額に関する事項）
本件合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（株主総会における承認）
甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併手続きにより、また、乙は、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併手続により、株主総会の承認決議を経ずに本件合併を行うものとする。ただし、本件合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第 7 条（本契約の解除等）
本契約の締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたとき、その他甲及び乙が、本契約を変更又は解除することが互いに有益であると合意したときは、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の規定以外の事項）
本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲及び乙は、協議の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本契約書 1 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印した上、甲が原本 1 通を保有し、乙はその写しを保有する。

2023 年 11 月 16 日

甲：
東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー
株式会社 LIXIL
取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸　欣哉

乙：
東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー
株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ
代表取締役社長　上田　陽敏

別紙２　LIXIL の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）

第８１期 事業報告

自　２０２２年　４月　１日
至　２０２３年　３月　３１日

株式会社ＬＩＸＩＬ
東京都品川区西品川一丁目１番１号 大崎ガーデンタワー

事業報告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、資材・エネルギー価格の高騰に加え、日米金利差の拡大等に起因する円安の進行及び世界的な金融引締めが国内景気を押し下げるリスクとなっており、ひいてはインフレーションの進行による消費マインドの低下が懸念されています。また、住宅投資に関しては、貸家及び分譲は底堅い動きをみせているものの、持家は住宅ローン金利上昇の懸念や建築資材価格の高止まりの影響等から減退傾向が続いていることもあり、新設住宅着工戸数は軟調に推移し、先行きは不透明な状況となっています。一方で、政府主導で「先進的窓リノベ事業」に対する補助金制度が創設される等、過去に例のない大規模な住宅省エネ化支援策による需要喚起が期待されています。

世界経済に関しては、引き続きロシア・ウクライナ紛争の長期化に伴う資材・エネルギー価格の高騰の影響が続いています。加えて、欧米各国のインフレーションの抑制に向けた急速な金融引締めの動きや、中国のゼロコロナ政策の反動による経済成長の鈍化及び不動産市況の低迷等、地政学的リスクによる景気回復の下振れの懸念が拭えず、状況を注視していく必要があります。

しかしながら、国内・海外とも、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れる中、ウィズコロナ／アフターコロナに適応した社会づくりを目指し、大幅な行動制限の緩和とともに経済活動の正常化に向けた動きが加速しており、今後は景気の持ち直しが期待されています。

このような環境のもと、当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」）における当連結会計年度の業績は、海外事業においてサプライチェーンの寸断や米国及び中国地域での需要減退の影響等を受けたものの、円安に伴う為替換算の影響に加え、国内事業における価格改定の浸透による増収効果やリフォーム向け製品の売上伸長等もあり、売上収益は１兆4,959億87百万円（前年同期比4.7%増）と増収となりました。一方で、利益面においては、国内・海外とも引き続き構造改革や価格の適正化、収益性改善の施策等の実行に努めたものの、資材・エネルギー及び部品価格のさらなる上昇、欧州地域における物流体制の制約に伴うコスト増加に加え、米国地域における大幅な金利上昇を背景とした需要の軟化、中国地域の市況低迷等による悪化影響をカバーしきれず、事業利益は257億45百万円（前年同期比60.3%減）、営業利益は249億３百万円（前年同期比64.2%減）、継続事業からの税引前利益は197億59百万円（前年同期比70.6%減）とそれぞれ大幅な減益となりました。

これらの結果、非支配持分を控除した親会社の所有者に帰属する当期利益は159億91百万円（前年同期比67.1％減）となりました。

（注）事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

当連結会計年度の業績

売上収益

1兆4,959億87百万円

事業利益

257億45百万円

親会社の所有者に帰属する当期利益

159億91百万円

事業別の概況は次のとおりです。なお、事業別の売上収益は事業間取引消去前であり、事業利益は全社費用控除前です。

また、当社グループは、当連結会計年度より事業の管理体系を見直したことに伴い事業区分を変更し、従来の事業区分における「ハウジングテクノロジー事業」、「ビルディングテクノロジー事業」及び「住宅・サービス事業等」を、変更後の区分において「ハウジングテクノロジー事業」としています。このため、前年同期との比較は、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に基づき組み替えて行っています。

（注）1．「事業利益」は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。

2．「国内事業」「海外事業」については、当社グループの連結業績管理にて定義しているマネジメントベースの区分を使用しており、所在国による区分とは一部異なります。具体的には、ウォーターテクノロジー事業及びハウジングテクノロジー事業において、国内で管轄している一部の海外子会社を「国内事業」に含めています。

ウォーターテクノロジー事業

主要な事業

事業内訳	主要製品及び商品等
水回り設備	衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等
その他	住宅・ビル外装タイル、内装タイル等

主に水回り製品を手がけるウォーターテクノロジー事業においては、国内事業は新設住宅着工戸数が弱含みに推移しているものの、価格改定効果の発現に加え、リフォーム関連商品の売上が堅調であったこと等から、前年同期を若干上回る売上収益を確保しました。また、海外事業は米国地域における金利上昇を背景とした需要の軟化や中国地域におけるゼロコロナ政策後の経済活動の回復の遅れの影響等外部環境によるマイナス要因があったものの、円安の進行による為替換算影響に加え、これまでコロナ禍で低迷していたアジア太平洋地域における経済活動の回復等もあり、前年同期比で増収となりました。その結果、同事業の売上収益は9,152億85百万円（前年同期比6.2%増）と増収となりました。

一方で、事業利益は国内・海外とも価格改定効果による粗利の増加、国内におけるリフォーム商品や中高級価格帯商品の売上構成比率の上昇等があったものの、前連結会計年度から続いている資材・エネルギー及び部品価格の高騰に加えて、海外においては欧州地域におけるサプライチェーンの混乱や米国地域における顧客の在庫調整の影響を受けたこと等もあり、472億59百万円（前年同期比38.3%減）と減益となりました。



SATIS（タンクレストイレ）



SPAGE



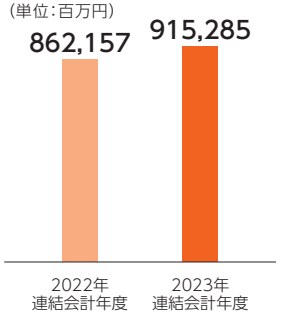
RICHELLE SI



GROHE Atrio Private Collection

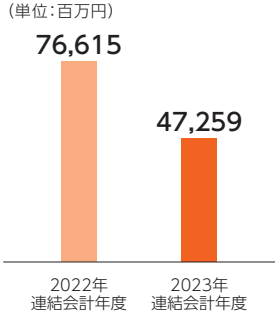
売上収益

9,152億85百万円



事業利益

472億59百万円



ハウジングテクノロジー事業

主要な事業

事業内訳	主要製品及び商品等
金属製建材	住宅・ビル・店舗用サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄、カーテンウォール等
木質内装建材類	窓枠、造作材、インテリア建材等
その他建材類	サイディング、屋根材等
住宅・サービス関連	工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援、住宅ローン等
その他	太陽光発電システム等

主に国内にて住宅建材製品を展開するハウジングテクノロジー事業においては、これまで取り組んできた価格改定効果の発現に加え、住宅性能・快適性の向上を目的としたリフォーム需要が堅調に推移したこと等により、売上収益は5,982億11百万円（前年同期比2.4%増）と増収となりました。

一方で、事業利益は価格改定による適正な粗利の確保とともに、高性能窓製品の販売伸長や、アセットライト化が軌道に乗ってきたことによる収益性の改善が着実に進んでいるものの、新築住宅の需要低迷による販売数量の減少の影響に加え、想定以上の資材価格の高騰及び海外からの部品調達価格のさらなる上昇による大幅なコスト増加等もあり、193億60百万円（前年同期比38.9%減）と減益となりました。



玄関ドアＸＥ



インプラス for Renovation（内窓）

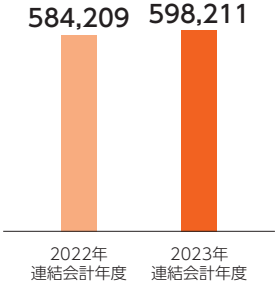


常滑市庁舎

売上収益

5,982億11百万円

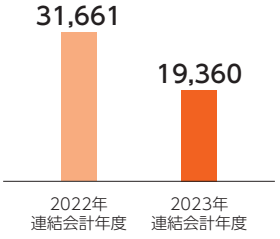
（単位：百万円）



事業利益

193億60百万円

（単位：百万円）



事業別の売上収益及び事業損益

事業区分	2022年連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）		2023年連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）		前年同期比増減	
	売上収益	事業損益	売上収益	事業損益	売上収益	事業損益
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
ウォーターテクノロジー事業	862,157	76,615	915,285	47,259	6.2	△38.3
ハウジングテクノロジー事業	584,209	31,661	598,211	19,360	2.4	△38.9
消去又は全社	△17,788	△43,401	△17,509	△40,874	–	–
合計	1,428,578	64,875	1,495,987	25,745	4.7	△60.3

（注）非継続事業に分類した事業は含めていません。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額（使用権資産を含む）は、775億97百万円です。主なものは新製品開発投資や合理化及び設備の維持更新投資等です。

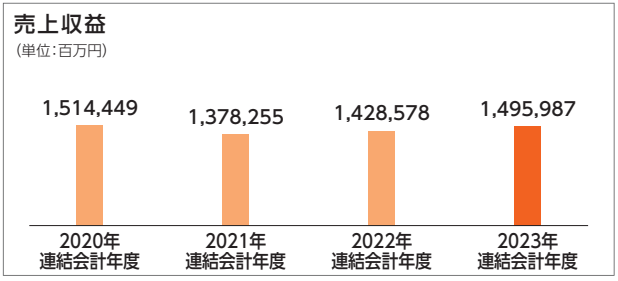
⑶ 資金調達の状況

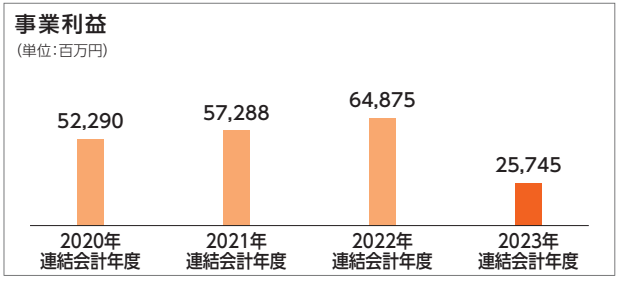
当連結会計年度においては、リファイナンス資金等に充当するため、長期借入により658億20百万円、普通社債の発行により550億円の調達を行っています。

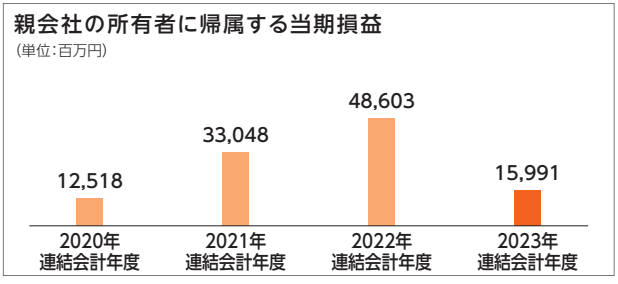
⑷ 財産及び損益の状況の推移

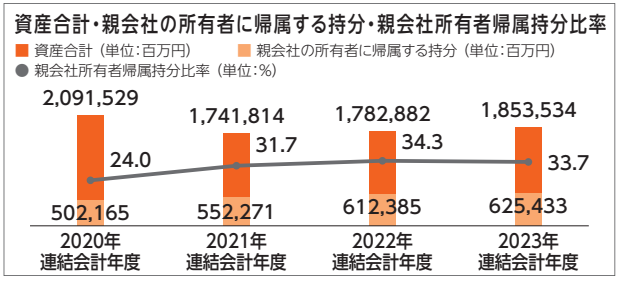
区分		2020年 連結会計年度 （自2019年４月１日 至2020年３月31日）	2021年 連結会計年度 （自2020年４月１日 至2021年３月31日）	2022年 連結会計年度 （自2021年４月１日 至2022年３月31日）	2023年 連結会計年度 （自2022年４月１日 至2023年３月31日）
売上収益	（百万円）	1,514,449	1,378,255	1,428,578	1,495,987
事業利益	（百万円）	52,290	57,288	64,875	25,745
営業利益	（百万円）	32,010	35,842	69,471	24,903
親会社の所有者に帰属する当期利益	（百万円）	12,518	33,048	48,603	15,991
基本的１株当たり当期利益	（円）	43.15	113.92	167.21	55.54
資産合計	（百万円）	2,091,529	1,741,814	1,782,882	1,853,534
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	502,165	552,271	612,385	625,433
１株当たり親会社所有者帰属持分	（円）	1,730.99	1,902.89	2,106.30	2,178.77
親会社所有者帰属持分比率	（%）	24.0	31.7	34.3	33.7

（注）１．事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しています。
２．当社は2020年６月に、当社の連結子会社であった株式会社LIXILビバ（以下「LIXILビバ社」）を売却することを決定したため、2021年連結会計年度において、LIXILビバ社の事業を非継続事業に分類し、2020年連結会計年度の売上収益、事業利益及び営業利益を組み替えて表示しています。





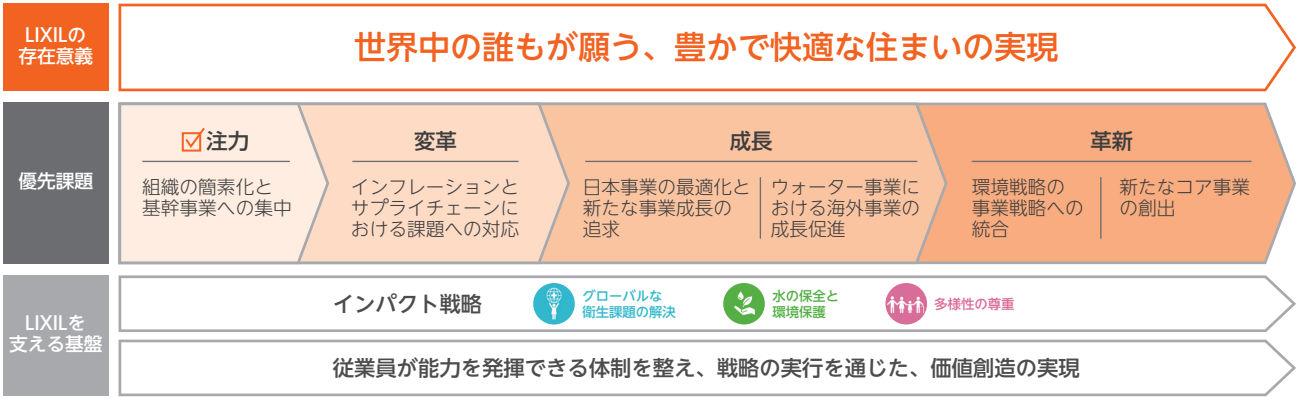




⑸ 対処すべき課題

当社グループでは、2020年に経営の基本的方向性を示した「LIXIL Playbook」を策定し、４つの優先課題に対する取組みを進めてきましたが、事業環境の変化に対応し、さらなる成長へとつなげるため、2023年に「LIXIL Playbook」を進化させました。具体的には、2020年の策定時に設定した４つの優先課題のうち、１つ目の「組織の簡素化と基幹事業への集中」に関しては、これまでの取組みを通じて順調に達成することができた一方で、改めて将来に向けた戦略の更新を行いました。

その結果、下記の５つの戦略的優先分野を設定しました。変化への対応力を高め、基幹事業のさらなる強靭化を図るとともに、環境課題に対する事業を通じた取組みを強化し、新たなコア事業の育成に注力していきます。



[進化した「LIXIL Playbook」における５つの戦略的優先分野]

1．インフレーションとサプライチェーンにおける課題への対応

資材や物流費の高騰による影響を踏まえ、販売価格の最適化や、素材の変更によるコストダウンとコスト安定の両立を図るとともに、付加価値の高い差別化製品へのシフトにより収益性改善を進めます。また、グローバルサプライチェーンが寸断されるリスクに備え、調達先の冗長化や生産のプラットフォーム化といった従来からの施策に加え、地域内における調達、生産体制への移行を進めていきます。

2．日本事業の最適化と新たな事業成長の追求

日本事業の収益性と機動力を高めるための施策を継続し、従来は水回り製品が中心であったリフォーム商材を窓や壁といった断熱改修にまで広げることで、拡大するリフォーム需要の取込みを強化します。さらに、全ての製品群に関して環境配慮型の製品や事業を導入し、差別化につなげていきます。

3．ウォーターテクノロジー事業における海外事業の成長促進

付加価値の高い製品の販売拡大、販売チャネルの多角化、戦略的なブランド・ポートフォリオの構築といった施策を通じて、コモディティビジネスからの脱却を図り、海外市場の成長を着実に取り込むための基盤を強化します。

4．環境戦略の事業戦略への統合

当社グループの環境戦略は、「気候変動対策を通じた緩和と適応」「水の持続可能性を追求」「資源の循環利用を促進」という３つの重点領域を設定しています。環境戦略を事業戦略に統合し、各領域における中期目標の実現に向けて取組みを強化しており、持続的成長と地球環境や社会へのインパクト（良い影響）の拡大を目指します。

5．新たなコア事業の創出

将来の成長に向けて、インパクトのある新しい技術、製品、ビジネスモデルの創造を通じて、新たな収益の柱になるようなコア事業の確立を目指しリソースを投入していきます。

［「インパクト戦略」について］

当社グループの存在意義である「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」により、急激に変化する世界において私たちはインパクト（良い影響）を与えることができると考えています。これを実現するために、当社の環境戦略は、世界的な社会課題のうち緊急性が高く、当社の事業を通じてインパクトを生み出すことができる領域である「グローバルな衛生課題の解決」「水の保全と環境保護」「多様性の尊重」の３つを優先取組み分野として定めています。専門知識や事業規模を活かしながら、様々なステークホルダーと協働して進捗を確認しながら取組みを進めています。「インパクト戦略」を事業活動と統合して推進することは、収益の改善、ブランド力の向上、そして長期的な価値創造につながります。

次期の見通しについては、国内・海外とも新型コロナウイルス感染症の影響が薄れる中で経済環境は持ち直しの動きが続くことが期待されますが、一方でロシア・ウクライナ紛争等の地政学的リスクに起因する世界的な情勢不安に加え、さらなる物価及び金利の上昇や、資材・エネルギー価格の高止まり等の業績圧迫要因が継続することも懸念され、依然として先行きが不透明な状況が続くと見込まれます。

このような事業環境のもと、当社グループにおいては引き続き販売価格の適正化、素材の変更によるコストダウン等を進めているほか、域内での調達及び生産体制への移行、製造工程の現地化等を推進しています。また、国内事業ではリフォーム需要のさらなる獲得強化やビジネスモデルの最適化に取り組んでおり、今後も成長が見込まれる水回り製品の海外市場の需要を取り込むため、付加価値の高い製品の販売を拡大させます。

一方で、昨今の気候変動に関する消費者や社会の関心の高まりに対しては、これまでも環境配慮型製品の拡充等で対応していましたが、さらに持続的な成長及び企業価値創造を達成する手段として、当社グループの事業戦略に環境戦略を統合させるとともに、より魅力的で付加価値の高い製品を開発・販売していきたいと考えています。

これまで取り組んできた事業基盤の強化による成果は現れ始めており、長期的な成長への道筋は変わっていません。ステークホルダーの皆様に提供する価値をさらに高め、ひいては、当社グループの存在意義である「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」に向けて前進していく所存です。

⑹ 主要な事業内容

当社グループは、事業活動を通じて、「世界中の誰もが願う、豊かで快適な住まいの実現」という企業としての存在意義を追求し、また、ウォーターテクノロジー事業及びハウジングテクノロジー事業を主要な事業内容とし、関連するサービス等の事業活動を展開しています。両事業の主要製品及び商品等は、それぞれ次のとおりです。

事業区分	事業内訳（主要製品及び商品等）	
ウォーターテクノロジー事業	水回り設備	(衛生機器、シャワートイレ、水栓金具、手洗器、浴槽、ユニットバス、スマート製品、シャワー、洗面器、洗面カウンター、システムキッチン等)
	その他	(住宅・ビル外装タイル、内装タイル等)
ハウジングテクノロジー事業	金属製建材	(住宅・ビル・店舗用サッシ、玄関ドア、各種シャッター、門扉、カーポート、手摺、高欄、カーテンウォール等)
	木質内装建材類	(窓枠、造作材、インテリア建材等)
	その他建材類	(サイディング、屋根材等)
	住宅・サービス関連	(工務店のフランチャイズチェーンの展開、建築請負、不動産管理、不動産事業のフランチャイズチェーンの展開支援、住宅ローン等)
	その他	(太陽光発電システム等)

⑺ 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LIXILトータルサービス	100 百万円	100 %	水回り設備及び金属製建材の販売
株式会社LIXILトータル販売	75 百万円	100 %	金属製建材の販売
LIXIL Europe S.à r.l.	57,143 千ユーロ	100 %	水回り設備の製造及び販売
ASD Holding Corp.	412,961 千USドル	100 %	水回り設備の製造及び販売
LIXIL Vietnam Corporation	743,386 百万ベトナムドン	100 %	水回り設備の製造及び販売
TOSTEM THAI Co., Ltd.	2,767 百万タイバーツ	100 %	金属製建材の製造及び販売
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	274,417 千USドル	100 %	アジア地域のサプライチェーン統括会社
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	40,700 千USドル	100 %	金属製建材及び内装タイルの製造及び販売
驪住通世泰建材（大連）有限公司	43,500 千USドル	100 %	木質内装建材の製造及び販売

（注）1．議決権比率には子会社による間接所有を含めています。
2．当社の連結子会社は141社となっています。
3．2022年７月１日付で当社を存続会社としてLIXILグループファイナンス株式会社を吸収合併しています。
4．A-S CHINA PLUMBING PRODUCTS Ltd.は、企業集団に重要な影響を及ぼす金額的な判断基準を充足しなくなったことから、当連結会計年度より重要な子会社から除外しています。

⑻ 主要な拠点等

会社名	名称・所在地	
株式会社LIXIL（当社）	本　　店	東京都品川区西品川一丁目１番１号 大崎ガーデンタワー
	営 業 所	ＬＨＴ北海道支社 ＬＨＴ東北支社（宮城県） ＬＨＴ北関東支社（栃木県） ＬＨＴ甲信越支社（長野県） ＬＨＴ埼玉支社 ＬＨＴ千葉支社 ＬＨＴ東京支社 ＬＨＴ神奈川支社 ＬＨＴ中部支社（愛知県） ＬＨＴ北陸支社（石川県） ＬＨＴ大阪支社 ＬＨＴ南大阪支社（大阪府） ＬＨＴ京滋支社（京都府） ＬＨＴ兵庫支社 ＬＨＴ中国支社（広島県） ＬＨＴ四国支社（香川県） ＬＨＴ九州支社（福岡県） LIXILショールーム東京	ＬＷＴ北海道支社 ＬＷＴ東北支社（宮城県） ＬＷＴ北関東支社（栃木県） ＬＷＴ甲信越支社（長野県） ＬＷＴ埼玉支社 ＬＷＴ千葉支社 ＬＷＴ東京支社 ＬＷＴ神奈川支社 ＬＷＴ中部支社（愛知県） ＬＷＴ北陸支社（石川県） ＬＷＴ大阪支社 ＬＷＴ南大阪支社（大阪府） ＬＷＴ京滋支社（京都府） ＬＷＴ兵庫支社 ＬＷＴ中国支社（広島県） ＬＷＴ四国支社（香川県） ＬＷＴ九州支社（福岡県） LIXILショールーム大阪
	工　　場	須賀川工場（福島県） 岩井工場（茨城県） 石下工場（茨城県） 小矢部工場（富山県） 榎戸工場（愛知県） 上野緑工場（三重県） 有明工場（熊本県）	下妻工場（茨城県） 土浦工場（茨城県） 深谷工場（埼玉県） 知多工場（愛知県） 常滑東工場（愛知県） 久居工場（三重県）
	その他事業所	常滑ビル（愛知県）	
株式会社LIXILトータルサービス	本　　店	東京都墨田区	
株式会社LIXILトータル販売	本　　店	東京都品川区	
LIXIL Europe S.à r.l.	本　　店	ルクセンブルク	
ASD Holding Corp.	本　　店	アメリカ	
LIXIL Vietnam Corporation	工　　場	ベトナム	
TOSTEM THAI Co., Ltd.	工　　場	タイ	
LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.	本　　店	シンガポール	

会社名	名称・所在地
LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	工　　場　ベトナム
驪住通世泰建材（大連）有限公司	工　　場　中国

（注）1．2022年６月21日開催の定時株主総会の第２号議案「定款一部変更の件」につき、株主の皆様よりご承認を頂き、2022年８月以降当社及び一部の子会社の本店は、東京都江東区から移転しています。なお、当社の旧本社ビル（東京都江東区）は当連結会計年度に売却しています。
2．当社の前橋工場（群馬県）は、当連結会計年度に操業停止したため主要な拠点から除外しています。

⑼ 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比較増減
ウォーターテクノロジー事業	30,913名	266名減
ハウジングテクノロジー事業	19,299名	104名増
全社共通部門	1,289名	23名増
合計	51,501名	139名減

（注）1．従業員数は就業人員であり、パートタイマー、臨時雇用者数は含めていません。
2．全社共通部門として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものです。

⑽ 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	105,014 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100,273 百万円
株式会社みずほ銀行	45,348 百万円
三井住友信託銀行株式会社	30,500 百万円
株式会社日本政策投資銀行	30,000 百万円

⑾ 剰余金の配当等に関する基本方針

当社では、健全な財務体質の維持を基本とし、配当金については連結ベースでの配当性向30%以上を維持すること及び自己株式の取得については機動的に行うことを方針としています。当連結会計年度については期末配当金を１株につき45円（中間配当金を含め年90円配当）としました。

2. 会社の現況に関する事項

⑴ 株式に関する事項

① **発行可能株式総数** 1,300,000,000株

② **発行済株式の総数** 287,057,667株（自己株式51,992株を除く）

③ **1単元の株式数** 100株

④ **資本金** 68,417,794,464円

⑤ **株主の総数** 53,606名

⑥ **上位10名の株主**

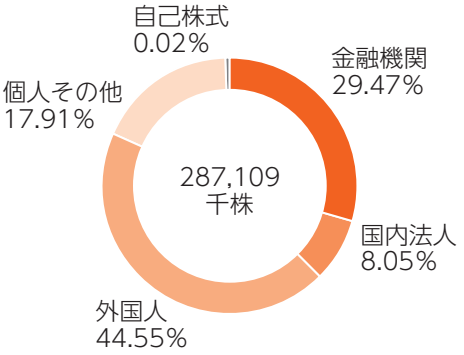
株主名		持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	※	47,895 千株	16.69 %
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)		29,837 千株	10.39 %
株式会社日本カストディ銀行信託口	※	14,075 千株	4.90 %
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)		13,820 千株	4.81 %
LIXIL従業員持株会		6,834 千株	2.38 %
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)		6,596 千株	2.30 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)		5,562 千株	1.94 %
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)		5,420 千株	1.89 %
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)		4,740 千株	1.65 %
JPモルガン証券株式会社		4,496 千株	1.57 %

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。
2. ※印は全て信託業務に係るものです。

⑦ 所有者別株式分布状況

区分	持株数	持株比率
金融機関	84,603 千株	29.47 %
国内法人	23,111 千株	8.05 %
外国人	127,917 千株	44.55 %
個人その他	51,425 千株	17.91 %
自己株式	51 千株	0.02 %
合計	287,109 千株	100.00 %

（注）持株比率は、自己株式を含めて計算しています。



⑧ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得及び自己株式の消却

当社は、2022年４月28日開催の取締役会決議に基づき、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得を次のとおり行いました。また、当社は、同取締役会決議に基づき、自己株式の消却を次のとおり行いました。

（イ）自己株式の取得に係る事項

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	3,929,500株
株式の取得価額の総額	10,000百万円
取得期間	2022年５月２日～2022年７月29日
取得の方法	東京証券取引所における市場買付

（ロ）自己株式の消却に係る事項

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	26,209,500株
消却日	2022年８月31日

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

当社は、2023年４月28日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて、次のとおり決議しました。

払込期日	2023年５月16日
発行する株式の種類及び数	当社普通株式　102,131株
発行価額	１株につき2,204円
発行価額の総額	225,096,724円
割当予定先	※当社の執行役７名　102,131株
その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）※印には、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。

⑵ 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第9回新株予約権
発行決議日	2016年９月20日
新株予約権の数	394個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　39,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個当たり　43,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり　225,300円
権利行使期間	自　2018年10月８日 至　2023年10月７日
保有人数及び新株予約権の数 執行役を兼務する取締役	1名　394個

⑶ 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	瀬戸欣哉		
取締役	松本佐千夫		
取締役	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)		
取締役	内堀民雄	監査委員 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	金野志保	指名委員 監査委員 ガバナンス委員	金野志保はばたき法律事務所 代表兼弁護士
取締役	鈴木輝夫	監査委員（委員長） ガバナンス委員	
取締役	田村真由美	監査委員 ガバナンス委員	
取締役	西浦裕二	指名委員（委員長） 報酬委員 ガバナンス委員	
取締役	濵口大輔	報酬委員（委員長） 指名委員 ガバナンス委員	
取締役 取締役会議長	松﨑正年	ガバナンス委員（委員長） 指名委員	
取締役	綿引万里子	指名委員 報酬委員 ガバナンス委員	

（注）1. 瀬戸欣哉、松本佐千夫及びファ・ジン・ソン・モンテサーノの各氏は執行役を兼務しています。
2. 内堀民雄、金野志保、鈴木輝夫、田村真由美、西浦裕二、濵口大輔、松﨑正年及び綿引万里子の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は内堀民雄、金野志保、鈴木輝夫、田村真由美、西浦裕二、濵口大輔、松﨑正年及び綿引万里子の各氏を当社が上場している国内の各証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、各証券取引所に対して届け出ています。
3. 監査委員（委員長）である鈴木輝夫氏は、公認会計士として長年監査業務に従事した経験があり、監査委員の内堀民雄氏は税理士資格を有しています。また、監査委員の田村真由美氏はグローバル企業を含む複数の企業において最高財務責任者（CFO）を務めた経験があり、各氏はそれぞれ財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しています。

4. 当社は、監査委員会の独立性と透明性・公正性を高めるため、監査委員の全員を社外取締役（非常勤）としており、監査委員会の主導により、当社及び当社子会社の内部監査部門並びに子会社監査役及び会計監査人等と密接な連携を保ち、効率性、実効性を高める監査を実施しています。また、監査委員会事務局を設置して、監査委員会の活動を補助しています。
5. 2022年７月１日付で、松本佐千夫氏はLIXILグループファイナンス株式会社取締役社長（代表取締役）を退任しました。

② 執行役の状況（2023年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸 欣哉	CEO
執行役副社長（代表執行役）	松本 佐千夫	経理・財務・M&A・IR担当兼CFO
執行役専務	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	人事・総務・広報・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼Chief People Officer
執行役専務	金澤 祐悟	マーケティング・デジタル・IT担当兼Chief Digital Officer
執行役専務	ビジョイ・モハン (Bijoy Mohan)	LIXIL International担当
執行役専務	吉田 聡	LHT担当
執行役専務	大西 博之	LWT Japan担当
執行役専務	君嶋 祥子	法務・コンプライアンス・内部監査担当兼Chief Legal and Compliance Officer

（注）1. 2022年３月31日取締役会決議において、瀬戸欣哉及び松本佐千夫の両氏は代表執行役に選定され、2022年４月１日付で就任しました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、2022年４月１日付で就任しました。
2. 2022年10月１日付で松本佐千夫氏の担当を経理・財務・M&A担当兼CFOから経理・財務・M&A・IR担当兼CFOに、ファ・ジン・ソン・モンテサーノ氏の担当を人事・総務・広報・IR・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼Chief People Officerから人事・総務・広報・渉外・コーポレートレスポンシビリティ担当兼Chief People Officerにそれぞれ変更しています。

【ご参考】執行役の状況（2023年４月１日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役社長（代表執行役）	瀬戸欣哉	CEO
執行役副社長（代表執行役）	松本佐千夫	経理・財務・M&A・IR担当兼CFO
執行役専務（代表執行役）	ファ・ジン・ソン・モンテサーノ (Hwa Jin Song Montesano)	人事・広報・渉外・Impact戦略担当兼Chief People Officer
執行役専務	金澤祐悟	Marketing・Digital担当兼Chief Digital Officer
執行役専務	ビジョイ・モハン（Bijoy Mohan）	LIXIL International担当
執行役専務	吉田聡	LHT担当
執行役専務	大西博之	LWT Japan担当
執行役専務	君嶋祥子	法務・Compliance・内部監査担当兼Chief Legal and Compliance Officer

（注）2023年３月31日取締役会決議において、瀬戸欣哉、松本佐千夫及びファ・ジン・ソン・モンテサーノの各氏は代表執行役に選定され、2023年４月１日付で就任しました。また、同取締役会決議において、瀬戸欣哉氏は執行役社長に選定され、2023年４月１日付で就任しました。

③ 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社として、全委員が社外取締役で構成されている報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬等に関する方針を決定しています。

⑴ 報酬委員の職務

当社の報酬委員会規則に基づき、以下の職務を行います。

・取締役及び執行役の職務の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」）に係る方針の決定

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定

⑵ 当該事業年度の報酬委員

2022年の定時株主総会後、2023年の定時株主総会までの報酬委員会は、2022年の定時株主総会後の取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員４名で構成されています。全委員が社外取締役です。

委員長：濵口 大輔

委　員：内堀 民雄、西浦 裕二、綿引 万里子

⑶ 当該事業年度の報酬委員会の開催回数と出席率

2023年３月期に報酬委員会を11回開催しました。全ての委員の出席率は100％です。なお、2022年の定時株主総会後の取締役会前から委員である３名（濵口委員長、内堀委員、西浦委員）は11回の全ての報酬委員会に出席し、当該取締役会から委員となった１名（綿引委員）は、当該取締役会以降に開催された9回の全ての報酬委員会に出席しています。

⑷ 当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

・方針の決定の方法：報酬委員会では、投資家、外部専門機関並びに当社の取締役及び執行役からの役員報酬に対する意見等を公平公正にヒアリング及び調査をし、それらを踏まえて審議を行い、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬基本方針、報酬制度、報酬水準及び報酬ミックスを決定し、取締役会に報告しています。また、報酬委員会の決定内容は、当社の報酬委員会規則と役員報酬規則において仔細にわたり明文化して管理し、取締役及び執行役のほか、当社の役員報酬に係る部門がいつでも参照できるようにしています。

・方針の内容の概要：以下に記載の【報酬基本方針】を決定のうえ、当該基本方針に則り【報酬体系】～【各種手当】に記載のとおり、報酬制度、報酬水準、報酬ミックスの方針の内容を定めています。なお、執行役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度のほか、業績目標やＥＳＧに関する取組み課題等を踏まえて報酬水準や報酬ミックスを決定しています。特に中長期視点での企業価値向上への貢献が大きく期待される執行役については、総報酬に占める株価連動報酬の比率を高める等の対応をしています。

㈱　当該事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該事業年度の報酬決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社の当該事業年度の個人別の報酬等の設定額の決定及び支給額の算定においては、上記（二）に記載の方針に則り、報酬委員会での審議を経て客観性・透明性ある手続きに従い決定していることから、報酬決定方針に沿うものであると判断しました。

㈲　活動概況

報酬体系・報酬制度の大枠は維持した上で、下表のとおり審議・決議等を行いました。なお、執行役の報酬については、2023年３月期の当社の業績を鑑み、2024年３月期の報酬について上方改定を行わないこととしました。

また、2020年３月期から取締役及び執行役に対して株価連動型の金銭報酬制度であるファントムストック制度を導入していますが、執行役が在任期間にわたり株主の皆様との利害共有を深め、中長期的な価値創造に勤しむことを促すために、2024年３月期から執行役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。さらに、執行役が自社株式の保有に努めるべく株式保有ガイドラインを設定しました。

開催年月	主な内容
2022年６月	・2023年３月期の取締役の報酬等の決定方針及び個別報酬を決議
７月～10月	・役員報酬制度の全般における課題を議論し、報酬委員会の年間計画を策定 ・2024年３月期以降を見据えた役員報酬制度の改定を審議
11月～ 2023年１月	・執行役の報酬制度、報酬水準、報酬ミックス、各種手当について外部専門機関と議論 ・ＣＥＯから、当社の経営や各執行役に関する期待役割や評価等をヒアリング ・2024年３月期の執行役の報酬等の決定方針及び執行役の個別報酬を審議
２月～３月	・2024年３月期の執行役の報酬等の決定方針及び執行役の個別報酬を決議 ・2024年３月期より、譲渡制限付株式報酬制度及び株式保有ガイドラインの導入を決議
４月	・2023年３月期の業績連動報酬の支給額の見込みと算定方法の調整有無を審議 ・2024年３月期の取締役の報酬等の決定方針を審議 ・譲渡制限付株式報酬としての株式割当を行うための金銭報酬債権の額を決議
５月	・2023年３月期の業績連動報酬の支給額を決議 ・2024年３月期の業績連動報酬の業績目標項目の数値を審議 ・株主総会後の報酬委員会への申送り事項を確認

【報酬基本方針】

取締役及び執行役の報酬については、以下に定める基本方針に従い決定します。

⑴ 短期及び中長期の業績と持続的な企業価値の向上を促進する

⑵ 事業成長の加速に不可欠で有為な人材をグローバルに確保する

⑶ 株主、従業員及び全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用する

⑷ 報酬委員会においては、経済・社会情勢や当社の経営状況のほか、外部専門機関の客観的指標や助言を踏まえて検討する

⑸ 個人の報酬については、職責、業績、経験、人材確保の難易度等を考慮する

【報酬体系】

経営の監視・監督をする取締役の報酬と、業績の責任を担う執行役の報酬は別体系としています。取締役が執行役を兼務する場合、執行役の報酬制度を適用します。

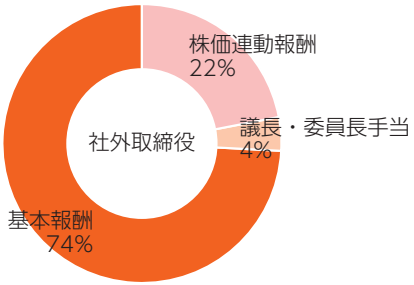
【取締役の報酬制度】

取締役が法定任期中の経営の監視・監督を行うに際しては、その行為が持続的な企業価値向上に資することが求められるため、取締役の報酬制度は基本報酬と株価連動報酬により構成しています。また、社外取締役が取締役会の議長、各委員会の委員長を担う場合には、当該職務に対する手当（以下「議長・委員長手当」）を支払います。

取締役の基本報酬の支給時期の決定方針、株価連動報酬の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】及び【株価連動報酬】に記載しています。議長・委員長手当は定められた年間の支給額を12か月分に分割のうえ、月次で支給しています。

[取締役の報酬ミックス]

株価連動報酬は基準額を表記しているため、実支給額とは異なります。下図の社外取締役の報酬は、2023年３月期の中央値です。



【執行役の報酬制度】

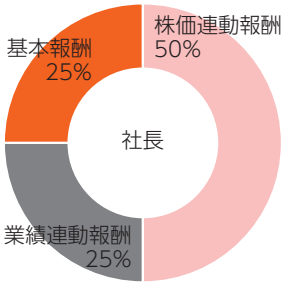
執行役の報酬制度は、事業成長の加速に不可欠で有為な人材の確保、経営目標達成への強い動機づけとその結果に応じて公平・公正に報いること、さらには株主をはじめとするステークホルダーの信頼と評価が適正に報酬に反映されることを実現するという方針のもと、基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬により構成しています。

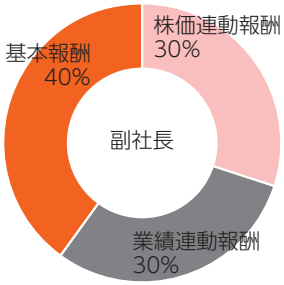
また、執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。

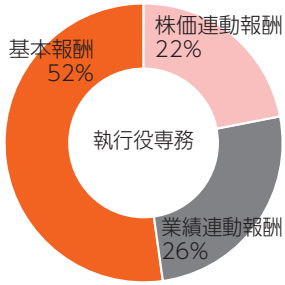
執行役の基本報酬、業績連動報酬、株価連動報酬及び各種手当の付与・支給等の時期や条件の決定方針は、本報告書の【基本報酬】、【業績連動報酬】、【株価連動報酬】、【各種手当】に記載しています。

[執行役の報酬ミックス]

業績連動報酬及び株価連動報酬は基準額を表記しているため、実支給額とは異なります。下図の執行役専務の報酬は、2023年３月期の中央値です。







【基本報酬】

社外取締役の基本報酬は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、国内企業における上位グループの水準を参考情報として参照しながら、当社における社外取締役の役割を踏まえて決定しています。

執行役の基本報酬は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、国内外の報酬水準を参考情報として参照しながら、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に決定しています。参照する報酬水準の内容は、外部専門機関の各国データを主にGlobal Industry Classification Standardの区分に沿って、売上収益や時価総額等の基準で比較しています。また、居住国を理由とする報酬格差はできるだけ解消していく方針にしています。

取締役と執行役の基本報酬は、定められた年間の支給額を12か月分に分割のうえ、月次で支給しています。

【業績連動報酬】

業績連動報酬において重要なことは、執行役の取組みに対する強い動機づけと、業績結果に応じて公平・公正に報いることであるため、その算定方法については、報酬委員会による執行役へのヒアリングを丁寧に行ったうえで決定します。

なお、取締役は経営の監視・監督を行う立場であることから、社外取締役の報酬には業績連動報酬はありません。

⑴　算定対象期間と支給時期

業績連動報酬の算定対象期間と会計年度は一致しています。また、支給時期については、算定対象期間に係る計算書類の内容が定時株主総会に報告された日から１か月以内に１回で支払うものとしています。

⑵　計算式

執行役が一丸となり単年の経営目標へ取り組み、その業績結果に応じて公平・公正に報いられることを実現するため、全社業績のみで算定しています。

業績連動報酬支給額 ＝ 業績連動報酬の基準額（下記（ハ）） × 業績目標達成度に応じた支給率（下記（二）及び（ホ））

⑶　業績連動報酬の基準額

算定対象期間における基準額は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、外部専門機関による役員報酬に関する調査結果に基づき、事業規模が同水準の国内外企業との報酬水準比較をしたうえで、対象役員の職責等に応じて、基本報酬に対する一定の割合として報酬委員会により個別に決定しています。

㈡ 業績目標達成度

業績目標達成度は、業績連動報酬の算定対象期間の期首に決算短信等で開示された業績予想の数値に対して、有価証券報告書で開示される実績数値が達成した割合を算出して適用します。業績目標が複数ある場合は、各々の業績目標達成度に、各業績目標が業績目標全体に占める割合を乗じ、それらを合計して算出しています。

業績目標項目は、重要な経営目標の一つとしている資本効率の改善の指標である投下資本利益率（以下「ＲＯＩＣ」）に加えて、事業管理指標である事業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益（以下「当期利益」）としました。

業績目標項目	業績目標全体に占める割合	目標	実績	業績目標達成度（実績/目標×100）	業績目標達成度 × 各業績目標項目が目標全体に占める割合
ＲＯＩＣ	40%	5.0%	1.5%	30.0%	12.0%
事業利益	30%	81,000百万円	25,745百万円	31.8%	9.5%
当期利益	30%	51,000百万円	15,991百万円	31.4%	9.4%
全項目の業績目標達成度	－	－	－	－	30.9%

全項目の業績目標達成度　＝　ＲＯＩＣの達成度　×　0.4　＋　事業利益の達成度　×　0.3
＋　当期利益の達成度　×　0.3

なお、ＲＯＩＣと事業利益は下記の計算方法で算出しました。

ＲＯＩＣ　＝　営業利益×（１－実効税率）÷{営業債権及びその他の債権＋棚卸資産＋固定資産（のれん等無形含む）－営業債務及びその他の債務}

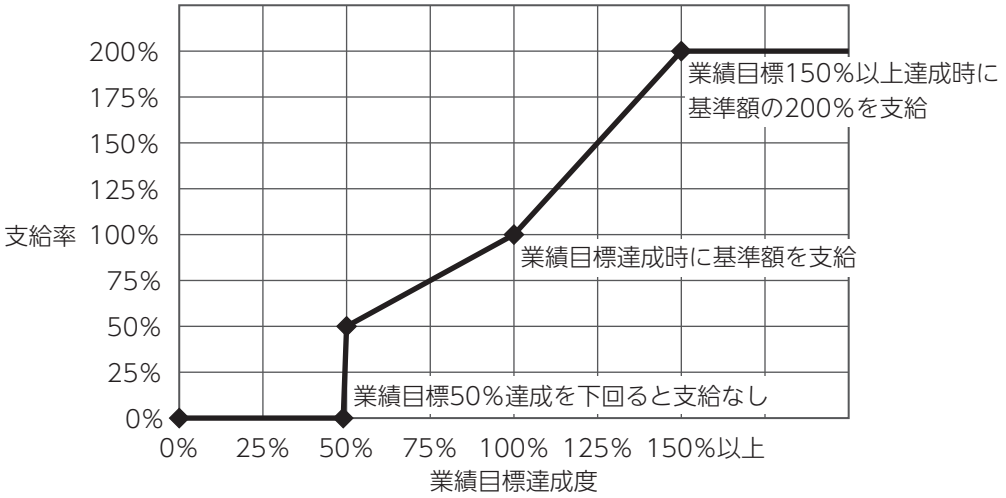
事業利益　＝　売上収益－（売上原価＋販売費及び一般管理費）

㈱　業績目標達成度と支給率の関係

上記（二）で算出された全項目の業績目標達成度に応じて、業績達成への難易度と動機づけの効果を総合的に鑑み、支給率を以下のとおりに設定しています。当該事業年度の業績達成度に基づく支給率は0%です。

なお、上記（二）～（ホ）の一連の計算については、支給率の算定時点において小数点第２位以下を四捨五入します。

業績目標達成度	支給率
50%未満の場合	0%
50%以上100%未満の場合	業績目標達成度と同じ
100%以上150%未満の場合	｛（業績目標達成度－100）×2＋100｝%
150%以上の場合	200%



⑹　業績連動報酬の算出方法の調整

報酬委員会は、算定対象期間に発生した事象の業績に与える影響に基づき、業績連動報酬の算出方法の調整の有無を決定できることとしています。

【株価連動報酬】

2020年３月期から取締役及び執行役に対して、株価連動型の金銭報酬制度であるファントムストック制度を導入しており、導入以降、現在に至るまで、ファントムストック制度に期待する効果が確かに発揮されていることを報酬委員会が確認しています。その一方で、日本のコーポレート・ガバナンス改革がめざましく進んでいる昨今においては、経営陣が自社株式を保有する意義がますます強調されるようになってきたことを鑑み、執行役の中長期インセンティブ報酬制度の見直しに関する審議を報酬委員会において行いました。その結果、執行役が在任期間にわたり株主の皆様との利害共有を深め、中長期的な価値創造に勤しむことを促すために、2023年４月から現行のファントムストック制度を執行役の株価連動報酬制度全体の50%とし、残りの50%を譲渡制限付株式報酬制度とすることを2023年２月16日の報酬委員会において決議しました。

【株価連動報酬Ⅰ ファントムストック制度】

取締役及び執行役が中長期にわたり当社の持続的な企業価値の向上を図るための監視・監督、経営判断を行うことを促すため及び株主との企業価値共有を強めるため、加えてグローバル役員報酬体系の統一により国内外から優秀な人材を確保するために、2020年３月期から株価連動型の金銭報酬制度であるファントムストック制度を導入しています。金銭報酬の形式をとっていますが、実質的には譲渡制限付株式報酬制度等と同様に、株価の変動に応じて報酬額が増減する仕組みとなっており、株価への影響を意識した行動を取締役及び執行役に促しています。なお、当社のウェブサイトでは、各役員が所有する当社株式数と擬似株（以下「ファントムストック」）の株数を掲載しています。

⑴　付与日

各事業年度において、原則、取締役は定時株主総会日に、執行役は事業年度開始日にファントムストックが付与されます。

⑵　付与株数

社外取締役に付与されるファントムストックの株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、社外取締役の職責等を踏まえて設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。執行役に付与されるファントムストックの株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。なお、算定に適用する株価は、付与日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。

当該制度において適用された付与時株価のうち、当該事業年度以降の会計計上に係る株価は、2020年４月１日付の執行役における1,468円、2020年６月30日付の取締役における1,562円、2020年８月24日付の執行役における1,562円、2021年４月１日付の執行役における3,075円、2021年６月22日付の取締役における2,942円、2022年４月１日付の執行役における2,397円、2022年６月21日付の取締役における2,501円、2023年４月１日付の執行役における2,204円となっています。

2023年３月期の付与株数は、社長が基本報酬の200%、副社長が基本報酬の75%、執行役専務（中央値）が基本報酬の44%に相当する株数でした。2023年４月１日時点で累積されているファントムストックの保有株数は、社長が242,315株、副社長が41,368株です。

⑶　ファントムストックの付与日から確定精算日までの期間（以下「保有期間」）

取締役の保有期間については、企業価値向上へ取り組む役割と、経営を監視・監督する役割を鑑み、法定任期に合わせて１年とし、執行役については、持続的な企業価値向上へ取り組む役割と、中長期にわたり経営に携わるためのリテンションの観点から３年としています。なお、役員は、ファントムストックの保有期間において、当社の株主総会における議決権その他の株主権（剰余金の配当を受ける権利を含むがこれに限らない）を有しません。また、役員の死亡により相続人が承継する場合を除き、付与日から確定精算日までの間、本権利の全部又は一部について第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできず、又は承継させないものとしています。

⑷　確定精算日

ファントムストックの保有期間が満了した時点において、役員の全保有株数について、確定精算を行います。なお、役員の責めによらない退任（定年、死亡を含む）及び当社を消滅会社とする合併や第三者による当社買収の結果退任する場合は、退任時点において全保有株数について確定精算を行います。

⑹ 確定精算額

確定精算額は、確定精算日における役員のファントムストックの保有株数に、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を乗じることにより算定します。ただし、確定精算額は基準額の500%を上限としています。なお、算定に適用する株価は、確定精算日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。また、確定精算額が確定した後、１か月以内に支払うものとしています。

当該制度において適用された確定精算時株価のうち、当該事業年度以降の会計計上に係る株価は、2022年６月21日付の取締役及び執行役における2,501円、2023年４月１日付の執行役における2,204円となっています。

【株価連動報酬Ⅱ 譲渡制限付株式報酬制度】

2023年４月から、執行役に対して株価連動報酬制度全体の50%を譲渡制限付株式報酬制度とすることを2023年２月16日の報酬委員会において決議しました。なお、対象となる執行役については、取締役を兼務する執行役を含み、国内非居住者を除きます。国内非居住者については、本報告書の【株価連動報酬Ⅰ ファントムストック制度】に記載のファントムストック制度を適用します。

⑴ 割当日

各事業年度において、原則、事業年度開始日から２か月以内に割り当てることとしています。2024年３月期における割当日は、2023年５月16日となっています。

⑵ 割当株数

執行役に割り当てられる譲渡制限付株式の株数は、本報告書の【報酬基本方針】の趣旨に沿って、各執行役の職責、業績、経験、人材確保の難易度等を踏まえて個別に設定された係数を年間の基本報酬に乗じることにより算定される基準額を、事業年度開始日の前30営業日の当社株価終値の平均値で除することにより算定します。なお、算定に適用する株価は、事業年度開始日の前30営業日の当社株価終値の平均値を円単位に切り上げます。これは、執行役の株価連動報酬を構成するもう一つの制度であるファントムストック制度における付与株数を計算する際に用いる株価と同じであり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

⑶ 譲渡制限期間

譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」）は、割当日から割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任するまでの期間です。本譲渡制限期間中、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」）。

㈡　譲渡制限の解除

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社の執行役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、本譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の４月から割当対象者が当社の執行役の地位から退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

㈢　譲渡制限付株式の無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日の前日までに当社の執行役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、割当対象者が当社の取締役及び執行役のいずれの地位からも退任した時点をもって、当社は当然に無償で取得するものとします。また、本割当株式につき、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」）において上記（二）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

㈣　組織再編等における取扱い

本割当株式につき本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社報酬委員会決議により、本譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の４月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果１を超える場合には１とする）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。この場合には、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものとします。

【株式保有ガイドライン】

2024年３月期より株式保有ガイドラインを設定し、執行役は在任期間にわたり以下の金額に相当する数以上の自社株式の保有に努めるものとしています。

代表執行役：基本報酬の額の３倍、その他の執行役：基本報酬の額の１倍

【マルス・クローバック条項】

業績連動報酬及び株価連動報酬において、当社に重大な会計上の誤りがあった場合や対象者に重大違反行為等があったと取締役会が判断した場合には、報酬委員会が当該事由に基づき、権利確定前の報酬の減額、消滅及び権利確定後の報酬の返還を決定できるものとしています。

【各種手当】

執行役が国籍地とは異なる場所において役務を提供する場合、その他業務遂行上必要と認められる場合には、対象となる国の報酬に係る法令、慣行、水準等を勘案したうえで、当社が定める費用等を別途手当として支給する場合があります。ただし、その支給期間は原則として就任から３年間としています。なお、支給時期については、定められた年間の支給額を12か月に分割のうえ月次で支給するもののほか、費用の性質により予め定められた期日に支給するものがあります。

④　当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の総額

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりです。「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【報酬基本方針】～【各種手当】に記載の報酬等の決定方針に基づき報酬委員会において決定されたとおりに支払われています。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	株価連動報酬	各種手当	
社外取締役	175	140	－	35	－	8
執行役	1,222	575	－	423	224	8
合計	1,397	715	－	458	224	16

（注）1. 日本基準による金額です。
2. 上記の報酬等の額には、当社が負担する報酬等のほかに、当社子会社が負担する報酬等を含めた金額を表示しています。なお、上記の報酬等の額のうち、当社が負担する報酬等の額は1,301百万円（社外取締役８名に対し175百万円、執行役８名に対し1,126百万円）となっています。
3. 社外取締役の基本報酬の額には「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」の【取締役の報酬制度】に記載のとおり、議長・委員長手当が含まれています。
4. 業績連動報酬及び株価連動報酬は、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
5. 「③報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針」に記載の【各種手当】として、生計費補填や所得税手当等を支給しました。

⑤　補償契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役の全員との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号に定める費用（弁護士費用等の防御費用）を法定の範囲内において当社が補償することとしています。ただし、補償額には上限を設けるとともに、補償の実施等の決定は取締役会の審議により行うとすることにより、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、専務役員、常務役員等を含む主要な業務執行者を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が違法に得た私的利益又は便宜供与等に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ．各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	内　堀　民　雄	当事業年度開催の取締役会15回の内の14回、監査委員会14回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、グローバル製造業のマネジメントとしての豊富な経験と高い知見や税理士としての会計・税務に関する高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、重要なM&Aの決定や資本政策等の会社としての重要な意思決定に際して、本質を捉えた指摘や助言等を積極的に行っています。監査委員会及び報酬委員会においては、早期の課題の発見、リスクの把握等に貢献しています。
取　締　役	金　野　志　保	当事業年度開催の取締役会15回及び監査委員会14回の全て、並びに2022年６月21日の指名委員就任後に開催の指名委員会10回の全てにそれぞれ出席し、弁護士業務を通じて得たコーポレート・ガバナンスやダイバーシティに関わる深い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、コーポレート・ガバナンスに係る重要な視座の提供等を行っています。指名委員会及び監査委員会においては、社外取締役の交代計画の推進、指名委員会等設置会社における監査体制の強化に向けた視座の提供、法務・コンプライアンスの観点からのリスクの把握等に貢献しています。

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	鈴　木　輝　夫	当事業年度開催の取締役会15回及び監査委員会14回の全てにそれぞれ出席し、公認会計士として長年にわたり大手監査法人において上場企業の監査業務に従事する等により培った財務会計分野での高い専門性に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、M&Aや資本政策等の重要な意思決定に際して、本質を捉えた指摘や助言等を行っています。監査委員会の活動においては、委員長として当社における適切な組織監査の在り方の検討等を主導するとともに、当社及び当社グループ会社の監査の実効性が担保されるための各種取組みを主導しています。
取　締　役	田　村　真　由　美	2022年６月21日開催定時株主総会において選任され、同日就任以降に開催された取締役会12回及び監査委員会９回の全てにそれぞれ出席し、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と財務・会計に係る高い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、事業上のリスクや課題について、積極的に改善提案を行うとともに、人事施策の浸透状況やマーケティング施策等の重要な報告・審議に際して、本質を捉えた指摘や助言等を行っています。 監査委員会においては、組織監査体制の充実に向けた提案や早期の課題の発見、リスクの把握等に貢献しています。
取　締　役	西　浦　裕　二	当事業年度開催の取締役会15回、指名委員会13回及び報酬委員会11回の全てにそれぞれ出席し、複数企業での経営実績や多くの企業再生案件でのコーポレート・ガバナンス再構築にかかる豊富な知見及び経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、経営方針や資本政策等の重要な意思決定、各執行役からの事業分野における報告等の各種議題において、本質を捉えた問題提起、助言等を積極的に行っています。指名委員会及び報酬委員会の活動においては、中長期的な企業価値の向上を見据えた施策の実行等を通して、コーポレート・ガバナンスの質的な向上に貢献しています。特に、指名委員会の委員長として、コーポレート・ガバナンスの透明性の向上に向けた役員選任・交代プロセスの整備、社外取締役の評価制度等の各種取組みを主導しています。

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	濵　口　大　輔	当事業年度開催の取締役会15回、報酬委員会11回及び指名委員会13回の全てにそれぞれ出席し、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めたことにより培ったコーポレート・ガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、資本政策や経営方針の検討等の重要テーマにおいて、問題提起や助言を積極的に行っています。指名委員会及び報酬委員会の活動においては、中長期的な企業価値の向上を見据えた施策の実行等のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた各種取組みに貢献しています。特に、報酬委員会の委員長として、役員報酬が経営目標達成や中長期的な企業価値向上への動機づけとして機能するよう、役員報酬制度の見直し等の取組みを主導しています。
取　締　役 **取締役会議長**	松　﨑　正　年	当事業年度開催の取締役会15回及び指名委員会13回の全てにそれぞれ出席し、グローバルに事業を展開する上場会社の経営に長年にわたり携わったことにより培ったコーポレート・ガバナンスに関する深い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、取締役会議長として、議題の選定や議事進行等の役割を担うとともに、取締役会実効性評価によって認識された重点課題事項に対処すること等を通して、取締役会として十分な監督機能を持ち続けるための体制構築を主導しています。指名委員会の活動においては、複数企業での経験を活かして役員選任・交代プロセスの整備等の各種施策の実行に積極的に貢献しています。
取　締　役	綿 引 万 里 子	当事業年度開催の取締役会15回及び指名委員会13回の全て、並びに2022年６月21日の報酬委員就任後に開催の報酬委員会９回の全てにそれぞれ出席し、裁判官として多くの事件処理に当たってきた経験、高等裁判所の長官としての組織運営の経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 加えて、取締役会においては、人材育成・開発、労務等に関する専門性を活かして、当社グループにおける人材育成や多様性に関する方針等に係る重要な視座の提供等を行うとともに、経営方針の決定やM&A等の重要な決定の際には、主に法的な観点から重大なリスクが無いか、積極的な監督をしています。 指名委員会及び報酬委員会においては、社外取締役の交代計画の推進や役員報酬制度の見直し等に貢献しています。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款に基づき、当社は社外取締役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

（社外取締役の責任限定契約）

社外取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

ハ. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取　　締　　役	8名	175百万円

⑷ 会計監査人に関する事項

① **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

② **会計監査人の報酬等の額**

当社が支払うべき監査証明業務に係る報酬等の額	428百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	503百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
なお、当事業年度の報酬等の額には前事業年度に係る追加報酬３百万円が含まれています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、LIXIL Europe S.à r.l.、ASD Holding Corp.、LIXIL Vietnam Corporation、TOSTEM THAI Co., Ltd.、LIXIL INTERNATIONAL Pte. Ltd.、LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.及び驪住通世泰建材（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

③ **非監査業務の内容**

非監査業務の内容は、アジア太平洋地域のガバナンス強化のための体制構築に関する助言・指導業務及び社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等です。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人においてその職務遂行に関する公正さが確保できないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、方針として解任又は不再任とすることを定めています。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

当社における内部統制及びリスクマネジメントに係る体制の主な内容は次のとおりです。なお、これらにつきましては取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

イ．当社の執行役、使用人及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下当社グループという）は、グループ共通の倫理規定として行動指針を定め、役員を含む全従業員が年１回の研修及び遵守の誓約を行う。

あわせて当社グループは、当社グループの役職員が当社法務・コンプライアンス担当部署又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる懸念報告（内部通報）制度を整備する。

また、当社グループは、反社会的勢力を一切認めず、またその活動の助長や運営に資する疑いとなる行為に自ら関与しない。それら反社会的勢力による被害防止のため、圧力には組織で対処し、毅然とした態度で臨む。

ロ．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の保存を行う。取締役及び監査委員は、規程に基づき、常時、その文書等を閲覧できる。

また、情報の管理については、情報セキュリティ規程、個人情報保護方針を定めて対応する。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループの抱えるリスクを常に注視するとともに、その対応の状況について確認及び指導を行う。各社にリスクマネジメント会議等を設置し、定期的に各社のリスクの状況を確認するとともに、適宜開催するリスクマネジメント委員会において、当社及びグループ各社に多大な影響を及ぼす可能性がある未知なるリスクを予測し、事前に対処する体制を整えリスク対応能力の向上に努める。さらに、定期的に開催される取締役会・執行役会等において、必要に応じて各社のリスクに対する報告を義務づけている。

さらに、当社グループは、リスクマネジメント基本規程等を定め管理し、危機発生時の管理体制を確立している。事業継続計画については、当社グループは、ＢＣＰ（Business Continuity Plan）要領書、同マニュアルに基づく教育・訓練を実施する。

ニ．当社の執行役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、執行役の職務の分掌を定め、各執行役が責任をもって担当する領域を明確にする。

また、全執行役が出席する執行役会を定例的に開催し、業務執行に係る基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

さらに、執行役会の下部機関として各種委員会を設置し、グループ全体の重要な投資案件やM&A・組織再編案件等を審査し、意思決定の迅速化を図る。

また、当社グループ全体を網羅する経営計画及び短期計画を策定する。かかる策定の作業については、当社子会社の自立的な経営判断・独立性を尊重しながら、その意思決定をサポートする。

ホ．その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業状況の定期的な報告を受け、重要案件についての承認を行う。また、連結財務諸表の正確性、適正性を確保するため、内部統制システムを整備し、適切に運用する。

ヘ．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専担組織として監査委員会事務局を設置する。また、当社グループの監査委員会を支える体制の充実及びグループの内部統制の強化のため、子会社の監査業務を専ら遂行する「専任監査役」を主要子会社に配置する。尚、監査委員会を補助すべき取締役は置かない。

ト．前号の使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局及び専任監査役の人事異動及び人事評価等に関しては監査委員会の決議事項としており、当該使用人の任命・異動・評価等については、事前に監査委員と人事部門長が協議する。

また、当該使用人に対する監査委員会及び監査委員からの監査業務に必要な指示については、各部門はその指示の実効性が確保されるように適切に対応する。

チ．当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

監査委員は、執行役又は会計監査人その他の者から、重要な報告又は意見若しくは書類を受領したときは監査委員会に報告する。

代表執行役と監査委員は、監査上の知見につき定期的に意見交換を行う。

また、法務・コンプライアンス担当部署は、懸念報告（内部通報）の状況に関し定期的に監査委員会に報告する。

監査委員は定例の取締役会に出席し、取締役会で定期的に実施される執行役の職務執行状況報告を受ける。

執行役及び従業員は、監査委員会によるヒアリング等において、職務の執行状況を監査委員に報告する。また、監査委員会が選定する監査委員は、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでもその職務の執行に関する事項の報告を求め、また、取締役、執行役及び従業員に対して、いつでも当社の業務及び財産の状況を調査することができる権限を有する。

専任監査役は、監査委員会との定期的な会合や監査委員会事務局経由で監査実施状況の報告等を行う。

リ．当社の子会社の取締役、監査役等、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社は、定期的に当社の子会社の取締役等が出席する経営会議等を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社の取締役等に対して随時当社監査委員会への出席・報告を義務づける。

また、監査委員会が選定する監査委員は、当社の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する。

ヌ．当社で懸念報告（内部通報）した者、監査委員への報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの懸念報告制度運用規程等において、当社グループの役職員が懸念報告（内部通報）を行うことができることを定め、その通報の方法等を当社グループ内に周知する。また、懸念報告（内部通報）の状況は、適時監査委員会へ報告され、規程により当該通報その他監査委員への報告による解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

ル．当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第404条第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、その費用を負担する。

また、その職務の執行費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

ヲ．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社及び子会社の会計監査人や当社内部監査部門から監査内容について定期的に報告を受けるとともに、グループ各社の専任監査役等とは定期的にグループ専任監査役会議を開催し、連携を図っていく。

② **業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では、上記に基づいて内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度において実施しました内部統制上重要と考える主な取組みは以下のとおりです。

イ．コンプライアンスに関する取組み

全役職員が守るべき共通のルールとして「LIXIL行動指針」を19言語で展開し、定期的に見直しを行っています。この行動指針については、毎年当社グループの全役職員を対象に遵守の誓約を行うとともに、全職員に対して内容の理解を促進するための研修を行っています。また、当社グループにとって特にハイリスクな分野において、行動指針に基づきグローバル共通の基本規程・細則を制定し、見直しを行っています。コンプライアンスに関する諸施策や活動状況は、当社や各地域等に設置されたコンプライアンス委員会に報告され、施策の進捗振返りや、対策の議論がなされています。2022年１月の新体制移行後は、グローバル全社レベルでコンプライアンス方針、手順、プログラムの効率化や標準化を進め、当社グループのコンプライアンス文化と体制をさらに強化し、リスク管理の向上を図っています。

ロ．損失の危険の管理に関する取組み

リスクマネジメント会議等を通じて、新年度の体制及び想定リスクの見直し状況が報告されており、また、自然災害をはじめとした危機事象については、危機管理に関する規程等を定め、発生した事象の把握と対応状況が適時に報告され、確認しています。

ハ．職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

取締役会は毎月１回以上開催し、重要事項の審議や主要な執行状況の報告を受けています。また、執行の意思決定等は、職務権限に関する規程に基づき効率的な業務執行を実施しています。

ニ．監査委員会監査に関する取組み

監査委員は、取締役会、執行役会等の重要な会議へ出席し、また、監査に必要な情報について適宜報告を受けています。

また、グループ専任監査役会議の開催や会計監査人情報交換会、代表執行役意見交換会等を通じ、報告を受け連携しています。

⑹ 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、多数の株主に株式を中長期で保有していただくことが望ましいと考え、業績を向上し企業価値を高めて、株主の支持をいただけるような施策を打ってまいります。よって、敵対的買収防衛策については、特に定めていません。

◎本事業報告は、次により記載しています。

1. 百万円単位の記載金額は、特に記載のない限り百万円未満を四捨五入して表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
3. 「1．企業集団の現況に関する事項」及び「2．会社の現況に関する事項」は、特に記載のない限り、2023年3月31日現在の状況を記載しています。

計 算 書 類

第８１期

（自 ２０２２年4月1日 至 ２０２３年3月３１日）

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個　別　注　記　表

株式会社LIXIL

計算書類

貸借対照表（2023年3月31日現在）

（単位:百万円）

資産の部

科目	金額
流動資産	**446,388**
現金及び預金	56,657
受取手形	11,286
電子記録債権	70,441
売掛金	98,338
契約資産	13,001
未収入金	31,749
商品及び製品	56,307
仕掛品	22,851
原材料及び貯蔵品	34,940
短期貸付金	42,530
その他の流動資産	18,744
貸倒引当金	△ 10,459

（単位:百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**784,108**
有形固定資産	**231,755**
建物	71,620
構築物	5,483
機械及び装置	26,862
車両運搬具	331
工具器具備品	6,659
土地	112,168
リース資産	3,697
建設仮勘定	4,931
無形固定資産	**38,840**
借地権	1,158
ソフトウェア	20,207
ソフトウェア仮勘定	17,392
その他の無形固定資産	83
投資その他の資産	**513,512**
投資有価証券	28,806
関係会社株式	360,427
長期未収入金	33,506
長期貸付金	22,229
差入保証金	7,208
前払年金費用	12,587
繰延税金資産	75,986
その他の投資	1,293
貸倒引当金	△ 28,532
資産合計	**1,230,496**

（単位:百万円）

負債の部

科目	金額
流動負債	**424,349**
支払手形	966
電子記録債務	1,044
買掛金	139,462
契約負債	4,420
短期借入金	139,046
1年内償還予定の社債	25,000
リース債務	859
未払金	49,299
未払費用	31,962
未払法人税等	879
賞与引当金	11,907
役員賞与引当金	342
工場再編損失引当金	1,249
資産除去債務	72
その他の流動負債	17,834
固定負債	**374,089**
社債	95,000
長期借入金	229,692
リース債務	3,186
役員賞与引当金	475
退職給付引当金	4,691
関係会社事業損失引当金	4,203
工場再編損失引当金	71
資産除去債務	6,698
その他の固定負債	30,069
負債合計	**798,438**

（単位:百万円）

純資産の部

科目	金額
株主資本	**420,421**
資本金	**68,417**
資本剰余金	**268,458**
資本準備金	12,478
その他資本剰余金	255,979
利益剰余金	**83,658**
利益準備金	4,847
その他利益剰余金	78,810
特定災害防止準備金	6
圧縮積立金	1,251
繰越利益剰余金	77,553
自己株式	**△ 112**
評価・換算差額等	**11,619**
その他有価証券評価差額金	11,600
繰延ヘッジ損益	19
新株予約権	**17**
純資産合計	**432,058**
負債及び純資産合計	**1,230,496**

損益計算書（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		811,842
売上原価		573,952
売上総利益		**237,890**
販売費及び一般管理費		244,081
営業損失		**6,190**
営業外収益		
受取利息	1,266	
受取配当金	5,389	
受取賃貸料	716	
その他の営業外収益	3,593	10,966
営業外費用		
支払利息	2,198	
社債利息	350	
社債発行費	253	
賃貸収入原価	408	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,100	
固定資産処分損	1,739	
その他の営業外費用	2,389	8,441
経常損失		**3,666**

(単位:百万円)

科目	金額	
特別利益		
投資有価証券売却益	6,203	
抱合せ株式消滅差益	4,829	11,032
特別損失		
減損損失	944	
工場再編関連損失	144	
工場再編損失引当金繰入額	52	
関係会社投資等損失	1,117	2,258
税引前当期純利益		**5,107**
法人税、住民税及び事業税	△ 1,335	
法人税等調整額	△ 6,746	△ 8,082
当期純利益		**13,189**

株主資本等変動計算書 (自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別災害準備金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	
2022年4月1日残高	68,417	12,478	312,738	325,217	4,847	6	1,303	90,312	96,470
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△ 26,000	△ 26,000
当期純利益								13,189	13,189
圧縮積立金の取崩							△ 51	51	–
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
自己株式の消却			△ 56,902	△ 56,902					
新株予約権の行使			142	142					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	–	–	△ 56,759	△ 56,759	–	–	△ 51	△ 12,759	△ 12,811
2023年3月31日残高	68,417	12,478	255,979	268,458	4,847	6	1,251	77,553	83,658

（単位:百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2022年4月1日残高	△ 47,541	442,563	15,676	1,989	17,666	127	460,357
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△ 26,000					△ 26,000
当期純利益		13,189					13,189
圧縮積立金の取崩		–					–
自己株式の取得	△ 10,018	△ 10,018					△ 10,018
自己株式の処分	2	2					2
自己株式の消却	56,902	–					–
新株予約権の行使	542	685					685
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△ 4,075	△ 1,970	△ 6,046	△ 110	△ 6,156
事業年度中の変動額合計	47,428	△ 22,141	△ 4,075	△ 1,970	△ 6,046	△ 110	△ 28,298
2023年3月31日残高	△ 112	420,421	11,600	19	11,619	17	432,058

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しています。

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっています。なお、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、評価差額は損失として処理しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。なお、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しています。

② デリバティブの評価基準

時価法によっています。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、一部の建物、構築物については、定額法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

③ リース資産

イ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

ロ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

株価連動報酬制度に基づく支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 工場再編損失引当金

工場再編に係る損失に備えるため、その合理的な見積額を計上しています。

⑤　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の期末残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務債務は、その発生時の損益として処理しています。

⑥　関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ．商品及び製品の販売

当社は、ウォーターテクノロジー事業及びハウジングテクノロジー事業において、直接の顧客である販売店及び代理店に対して商品及び製品を販売しています。当該販売取引については、原則として顧客に商品及び製品が着荷した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、着荷時点において収益を計上しています。

また、一部の商品及び製品においては販売時に据付作業を伴う場合もあります。当該据付作業については、原則として据付が完了した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、完了時点において収益を計上しています。なお、商品及び製品の納入と据付作業とは別個の履行義務として取り扱い、主に予想コストにマージンを加算するアプローチで独立販売価格を見積り、当該独立販売価格に基づき、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しています。これらの履行義務に関する支払いは、商品及び製品の納入又は据付作業の完了後、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、顧客から前受金の支払いを受ける場合、契約負債が計上されます。

ロ．工事契約

当社は、ハウジングテクノロジー事業において、長期の工事契約を締結しています。

当該工事契約については、据え付ける製品の原価や作業に係る労務費の発生が顧客の支配する資産の増価と比例すると判断しており、当該工事契約に関連した収益を、当事業年度末日現在の進捗度に応じて認識しています。進捗度は、工事契約の見積総原価に対し、実施した工事に対してその時点までに発生した工事契約原価の割合で算定しています。

一方、工事契約の成果を合理的に測定できない場合、発生した工事契約原価のうち回収される可能性が高い範囲でのみ収益を認識し、工事契約原価を発生した期間に費用として処理しています。

なお、発生する可能性が高いと予想される損失は、直ちに費用として処理しています。また、工事契約金額が適時に確定しない場合、契約金額が確定するまでは変動対価として得意先との交渉状況から最も可能性の高い金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に認識した収益の累計額の重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しています。工事代金については、原則として月次で出来高請求し、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

進捗度に応じて認識した収益と顧客の支払との関係に応じて、契約資産又は契約負債が計上されます。契約資産は、当事業年度末日における進行中の工事契約について、顧客が対価を支払うか支払期限が到来する前に収益認識（認識した損失控除後）を行った場合、受け取る対価に対する権利のうち、債権として計上すべき金額を除いた金額をもって計上しています。一方、契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った又は支払期限が到来した金額が収益認識額（認識した損失控除後）を超える場合、当該超過額をもって計上しています。契約資産及び契約負債の金額は、契約ごとに算定しています。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　ヘッジ会計

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を適用しています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、商品スワップ取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引）

・ヘッジ対象

外貨建取引、原材料調達取引、資金調達に伴う金利取引及び外貨建金銭債権債務

ハ．ヘッジ方針

為替変動、原材料の価格変動、金利変動に起因するリスクを管理することを目的としています。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っています。

②　繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しています。

2．会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える重要な影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

⑴　貸借対照表

電子記録債権（前事業年度7,917百万円）及び電子記録債務（前事業年度1,016百万円）は、従来、貸借対照表上、「受取手形」及び「支払手形」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「電子記録債権」及び「電子記録債務」として表示しています。

長期貸付金（前事業年度936百万円）は、従来、貸借対照表上、「その他の投資」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「長期貸付金」として表示しています。

⑵　損益計算書

前事業年度において、営業外収益の区分に独立掲記していた「保証料収入」（当事業年度87百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めています。

固定資産処分損（前事業年度978百万円）は、従来、損益計算書上、「その他の営業外費用」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「固定資産処分損」として表示しています。

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

⑴ 関係会社株式の評価

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 360,427百万円のうち、

LIXIL Europe S.à r.l.に係るもの 158,994百万円

ASD Holding Corp.に係るもの 54,688百万円

② その他の情報

関係会社株式のうち、LIXIL Europe S.à r.l.及びASD Holding Corp.に係る関係会社株式の評価については、帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較しています。

なお、これらの超過収益力を反映した実質価額については、連結計算書類の連結注記表「2．会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。

超過収益力を反映した実質価額は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実質価額が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵ 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 75,986百万円

（うち、税務上の繰越欠損金に対して計上した繰延税金資産は53,833百万円）

② その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び繰越欠損金等について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識しており、課税所得の見積額は、マネジメントが承認した事業計画を基礎としています。

なお、繰延税金資産の回収可能性は、マネジメントが承認した３ヶ年分の事業計画を基礎とする収益力やタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得等を踏まえ、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しています。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　553,157百万円

⑵ 偶発債務等

① 保証債務の内容は、次のとおりです。

下記の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

Grohe Holding GmbH	78,251百万円
LIXIL India Sanitaryware Private Limited	303百万円
LIXIL Philippines Inc.	333百万円
LIXIL WINDOW SYSTEMS PRIVATE LIMITED	172百万円
LIXIL India Private Limited	196百万円

下記の関係会社の金融子会社等からの借入債務に対し、保証を行っています。

LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	5,000百万円
AS America, Inc.	40,753百万円
LIXIL AFRICA HOLDINGS (Pty) Ltd.	5,696百万円
その他関係会社	16,046百万円

下記の関係会社のファクタリング債務について、金融機関に対し、保証を行っています。

株式会社LIXIL物流	1,225百万円
その他	2,319百万円

下記の関係会社のリース債務に対し、保証を行っています。

株式会社久居LIXIL製作所　他35社	1,217百万円
その他	51百万円

② 株式譲渡契約に基づく補償の内容は、次のとおりです。

株式譲渡契約に基づく補償（係争事件）　4,387百万円（注）

（注）当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年９月30日に譲渡していますが、株式譲渡日までに発生しているペルマスティリーザ社の一定の係争事件について、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社が損失を被った場合、当社は、株式譲渡先に対し当該損失を補償する義務があります。なお、義務の履行が見込まれる金額については、貸借対照表において負債を計上済みであり、上記の金額には含まれていません。

⑶ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	58,757百万円
短期金銭債務	78,824百万円
長期金銭債権	22,389百万円
長期金銭債務	546百万円

6．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	117,675百万円
仕入高	105,978百万円
その他の営業取引高	152,191百万円
営業取引以外の取引による取引高	8,239百万円

⑵ 減損損失

損益計算書の特別損失に減損損失を944百万円計上しました。なお、減損損失を計上した資産の主な内容は、次のとおりです。

（単位：百万円）

用途	場所	種類及び金額	
ビル用サッシ製造設備他	岐阜県不破郡垂井町他	建物	25
		機械及び装置	194
		工具器具備品	65
		その他	15
		計	299
売却予定資産他	常滑市鯉江本町他	建物	127
		機械及び装置	106
		土地	328
		その他	84
		計	645

① 資産のグルーピングの方法

当社は、遊休資産等については個別物件単位に、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮して資産をグルーピングしています。

② 減損損失認識に至った経緯

ビル用サッシ製造設備他については業績が低迷し収益性が著しく低下したため、売却予定資産他は売却による損失が発生する見込みとなったことから、各当該資産の帳簿価額を回収可能価額又は売却価額まで減額し、当該減少額を特別損失として計上しました。

③ 回収可能価額の算定について

ビル用サッシ製造設備他については回収可能価額を使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零として測定しています。

売却予定資産他については主として売却予定額を回収可能価額として使用しています。

⑶ 関係会社投資等損失

当社の連結子会社であったPermasteelisa S.p.A.（以下「ペルマスティリーザ社」）の株式を2020年９月30日に譲渡していますが、株式譲渡日以降にペルマスティリーザ社で再生計画が実行された場合、その実行に当たって生じた費用のうち、当社が再生計画の実行に必要な費用として認めるものについては、当社は、株式譲渡先に対し当該費用を補償する義務があります。

前事業年度において偶発債務等としていた当該補償義務の金額について、当事業年度において義務の履行が見込まれる状況になったことから、当事業年度の貸借対照表において負債を計上しました。

関係会社投資等損失は、主として当該負債を計上したことによるものです。

⑷ 法人税等調整額

2016年３月期に当社の連結子会社であった株式会社LIXIL（2020年12月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅）は、当社の子会社であったJoyou AGの子会社であるHong Kong Zhongyu Sanitary Technology Ltd.に対する求償債権に関して貸倒引当金を計上し、関係会社投資関連損失として損失計上していますが、当事業年度において、当該損失の損金算入時期のスケジューリングが可能となったことから、繰延税金資産8,326百万円を計上するとともに、法人税等調整額（利益）を同額計上しています。

７．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

8．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	51,992株

⑵ 自己株式の取得及び自己株式の消却について

当社は、2022年４月28日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議しました。

① 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、当社の中期的経営の方向性を示すLIXIL Strategy Playbookの下、「収益性の向上と財務体質の強化」に努めています。財務体質の強化については、中期的な目標として、連結ベースでのネット有利子負債EBITDA倍率3.5倍以下、親会社所有者帰属持分比率35％を目指しています。

収益性の向上については、日本の収益性改善と海外水まわり事業の将来成長に引き続き取り組んでまいりますが、その基本的アプローチとして、資本効率の向上をめざすアセットライト化を推進する一方で、現在の事業ポートフォリオ内におけるシナジーの一層の創出に注力しています。こうした経営の方向性と財務体質強化の進捗に照らし、資本効率の向上と株主還元の強化の観点で、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、自己株式取得及び消却の実施を決定しました。

② 自己株式の取得状況

イ．取得対象株式の種類	当社普通株式
ロ．取得した株式の総数	3,929,500株
ハ．株式の取得価額の総額	9,999百万円
ニ．取得期間	2022年５月２日～2022年７月29日
ホ．取得の方法	東京証券取引所における市場買付

③ 自己株式の消却に係る事項

イ．消却した株式の種類	当社普通株式
ロ．消却した株式の総数	26,209,500株
ハ．消却日	2022年８月31日

9．税効果会計に関する注記

⑴ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金		53,833百万円
貸倒引当金		11,869百万円
関係会社株式評価損		6,673百万円
ソフトウェア費用		5,090百万円
有形固定資産評価差額		4,625百万円
賞与引当金		3,649百万円
減損損失		3,624百万円
棚卸資産		2,861百万円
関係会社投資等損失		2,324百万円
資産除去債務		2,061百万円
退職給付引当金		1,428百万円
関係会社事業損失引当金		1,279百万円
退職給付信託資産		1,271百万円
ソフトウェア仮勘定		1,227百万円
投資有価証券評価損		457百万円
その他		8,480百万円
繰延税金資産小計		110,757百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△	663百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△	18,721百万円
評価性引当額小計	△	19,384百万円
繰延税金資産合計		91,372百万円
繰延税金負債		
有形固定資産評価差額	△	5,350百万円
その他有価証券評価差額	△	4,431百万円
前払年金費用	△	3,831百万円
その他	△	1,772百万円
繰延税金負債合計	△	15,386百万円
繰延税金資産の純額		75,986百万円

⑵ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱LIXIL物流	所有 直接100%	物流業務の委託	物流業務の委託（注1）	56,890	未払金	12,537
子会社	Grohe Holding GmbH	所有 間接100%	株式の所有による支配管理	債務保証（注2）	78,251	－	－
子会社	LIXIL GLOBAL MANUFACTURING VIETNAM Co., Ltd.	所有 間接100%	株式の所有による支配管理	製品の仕入（注3） 資金の貸付（注4）	18,461 13,500	買掛金 長期貸付金	2,823 13,500
子会社	ASD Holding Corp.	所有 直接100%	株式の所有による支配管理	資金の貸付（注4）	16,023	短期貸付金	16,023
子会社	AS America, Inc.	所有 間接100%	株式の所有による支配管理	グループ内借入金に対する債務保証（注5）	40,753	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社への業務委託取引の条件は、総原価等を勘案し、交渉の上で決定しています。

(注2) 保証料率は、市場水準及びリスクの度合いを勘案し、合理的に決定しています。

(注3) 子会社からの仕入取引の条件は、子会社の見積原価を勘案し、交渉の上で決定しています。

(注4) 金融取引の条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。また、資金の貸付の取引金額は、当事業年度末の貸付金残高を記載しています。

(注5) リスクの度合いを勘案し、保証料は収受していません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	瀬戸　欣哉	(被所有) 直接0.1%	当社取締役及び執行役	新株予約権の行使（注）	575	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使は、第９回新株予約権の権利行使です。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しています。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,505円07銭

(2) １株当たり当期純利益　45円81銭

12. 企業結合等に関する注記

LIXILグループファイナンス株式会社の吸収合併について

当社は、2022年５月12日に当社の連結子会社であるLIXILグループファイナンス株式会社（以下「LIXILグループファイナンス社」）と合併することを決定し、同日付で合併契約を締結しました。なお、本吸収合併は、2022年７月１日に実行しました。

⑴ 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　　LIXILグループファイナンス株式会社

事業の内容　　金融サービス業

② 企業結合日

2022年７月１日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、LIXILグループファイナンス社を消滅会社とする吸収合併によります。

④ 結合後企業の名称

株式会社LIXIL

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

当社では、事業の簡素化に向けて組織の統合を進め、シナジー創出と業務の効率化を継続的に推進しています。その一環として、このたび、よりフラットでシンプルな組織を目指すとともに、当社グループ内の事務・機能配置の最適化を図るため、当社グループにおけるグループ内金融の機能別子会社としての役割を果たしてきたLIXILグループファイナンス社を吸収合併することとしました。

⑵ 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しました。

なお、LIXILグループファイナンス社を消滅会社とする本吸収合併により、抱合せ株式消滅差益4,787百万円を特別利益に計上しました。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

14. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

DocuSign Envelope ID: 95C4E86C-44A6-4547-9C20-BB1FA33C5E63

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第81期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第 416 条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021 年 11 月 16 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年５月 18 日

株式会社 LIXIL　監査委員会

DocuSign Envelope ID: 95C4E86C-44A6-4547-9C20-BB1FA33C5E63

監査委員 

監査委員 

監査委員 

監査委員 

（注）　鈴木輝夫、内堀民雄、金野志保及び田村真由美は、会社法第２条第 15 号及び第 400 条第３項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社ＬＩＸＩＬ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木泰司

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大橋武尚

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古川真之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＬＩＸＩＬの2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

吸収合併に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類）

2024 年 2 月 27 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
大崎ガーデンタワー
株式会社 LIXIL ウィンドウプロダクツ
代表取締役社長　上田　陽敏

当会社は、2023 年 11 月 27 日付で株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号大崎ガーデンタワー。以下「LIXIL」といいます。）を吸収合併存続会社、当会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前開示事項を記載した書類（以下「本事前開示書類」といいます。）の備置を開始しておりますが、本事前開示書類の一部に変更（追加）すべき事項が発生しましたので、同条第 1 項第 6 号に基づき、本事前開示書類を以下のとおり変更します。
なお、本書類では、本事前開示書類で既に開示した内容は記載しておりません。

1.　変更事項

「5.(2) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」の追加

2.　内容

(1) 非継続事業からの四半期損失（連結）および特別損失（個別）の計上

LIXIL は、2020 年 9 月 30 日付「(開示事項の経過) 連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、連結子会社であったペルマスティリーザ社の株式譲渡を完了しておりますが、当該株式譲渡において、LIXIL グループは一定の資金を拠出し、当該拠出金のうち最大 100 百万ユーロ（以下「繰延対価」）については、株式譲渡日から 2022 年 3 月 31 日までの間のペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローが一定の条件を満たした場合、株式譲渡契約に定められた手続に従って LIXIL に返還されることが合意されていました。なお、この繰延対価の決定に用いられるペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローとしては、株式譲渡契約において一定項目について調整を行うこととなっています。

LIXILは、株式譲渡日以降において、買主よりペルマスティリーザ社のキャッシュ・フローの情報等を継続的に入手し、当該繰延対価を独立の評価専門家を利用して算出した公正価値により評価し、その結果を連結財務諸表に計上していました。当該繰延対価について、売主及び買主間の合意に基づき選任した会計事務所（以下「独立会計士」）にキャッシュ・フローの調整を含め繰延対価の条件についての評価を求めていましたが、当該独立会計士による評価結果を受領し、これに基づき公正価値の再評価を実施した結果、2024年３月期第３四半期において「非継続事業からの四半期損失48.27億円」（税引後）を計上することとなりました。また、日本基準に基づく個別財務諸表においては「特別損失69.38億円」（税引前）を計上することとなりました。なお、これによる追加の支払い（キャッシュ・アウト）はございません。

(2)連結子会社 Decorative Panels International, Inc.の解散及び損失発生

LIXILは、2024年２月22日付で、LIXILの連結子会社である ASD Holding Corp.が 保有する Decorative Panels International, Inc.を解散することを決定いたしました。本件に伴い、解散に伴う費用６億円を「売上原価」として、52 億円を「その他の費用」として2024年３月期第４四半期において損失を計上する予定です(注)。

（注）連結業績への影響については、2024 年３月期第３四半期期中平均レート １米ドル 142.76円を用いて換算しております。なお、金額は現時点で入手可能な情報に基づく予測であり、為替影響やその他の事象等により変動する可能性があります。

以　上